

国東市告示第 8 号

国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、国東市内における再生可能エネルギー発電設備設置事業に関し、必要な基準を定め、その適正な実施を誘導することにより、良好な自然、景観及び生活環境との調和の確保と設置場所及びその周辺の地域における災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

1 発電設備

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する設備をいう。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。

2 設置事業

再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備設置行為（土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む。）

3 発電事業

発電設備における発電及び売電行為をいう。

4 事業者

設置事業及び発電事業を行う者をいう。

5 発電場所

発電施設の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする全ての場所をいう。

6 地元住民

設置場所が所在する区域（国東市行政区等設置規則（平成 18 年規則第 9 号）第 2 条に掲げる区域をいう。）内に居住する者等をいう。

7 建築物等

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地元住民と良好な関係を保つものとする。

- 2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元住民と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

(対象(適用)となる設置事業)

第4条 この要綱の適用を受ける設置事業は、設置区域の土地の合計面積が5,000平方メートル以上あるもの(既に施工済みのもの又は施工中のものと一緒に行う場合は、その面積を合算する。)

(地元説明会の開催)

第5条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、設置事業の施工内容等について、地元住民に対する説明会を開催し、理解に努めることとする。

- 2 事業者は、前項の説明会を開催したときは、再生可能エネルギー発電事業説明会報告書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(設置事業の協議(設置届))

第6条 事業者は、設置事業に着手する30日前までに、再生可能エネルギー発電事業(新設・変更)協議書(様式第2号)の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議するものとする。ただし、樹木の伐採、切土、盛土、舗装その他の土地の形質の変更を伴わない場合においては、第5号から第8号までに掲げる書類を省略することができる。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画書(様式第3号)
 - (2) 法人の登記簿謄本(事業者が法人の場合に限るものとし、副本への添付は不要とする。)
 - (3) 位置図
 - (4) 土地利用計画図(縮尺1/1,000以上)
 - (5) 造成計画平面図(縮尺1/1,000以上)
 - (6) 土地造成計画縦断面図(縮尺 縦1/100以上・横1/1,000以上)
 - (7) 土地造成計画横断面図(縮尺1/100~1/200)
 - (8) 流量計算書
 - (9) 排水施設構造図
 - (10) 工作物設計図(平面図 立面図 断面図)
 - (11) 字図(字図には、地番、所有者等を記入すること。)
 - (12) 再生可能エネルギー発電事業説明会報告書(様式第1号)
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 事業者は、前項の規定による協議が完了した後に設置事業の内容を変更しようとするときは、その行為に着手する30日前までに、再生可能エネルギー発電事業(新設・変更)協議書(様式第2号)のうち変更に係るものを添えて市長に提出し、協

議するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 設置区域の面積が縮小するとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

(協議完了の通知)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の協議が完了したときは、当該事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書（様式第2号）の副本及びその添付書類を添付して当該事業者を送付するものとする。

(指導及び助言)

第8条 市長は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し、設置事業の施工について必要な指導及び助言を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(立入調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業者の同意を得て関係職員等を設置場所内に立入らせ、設置事業の状況を調査させることができるものとする。

(完了届)

第10条 事業者は、設置事業が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備設置完了届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(事務処理)

第11条 この要綱による業務は、政策企画課が行うものとする。ただし、第6条に規定する協議及び第8条に規定する指導及び助言については、関係課が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要と認める事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

再生可能エネルギー発電事業説明会報告書

年 月 日

国東市長 様

事業者 住 所

氏 名

印

(法人は、事業所及びその名称並びに代表者の氏名)

電話番号 () -

国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第 5 条第 2 項の規定により、事業内容の説明会を行ったので、下記のとおり報告します。

事 業 名 称	
施設設置の場所	
開 催 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分
開 催 場 所	
説 明 者 氏 名	
参加者	
説明会の状況 (内容)	
関係行政区の意見・要望	
関係行政区の意見・要望への回答・対応	

上記報告については、説明会の内容と相違ありません。

年 月 日

事業者

住所

氏名

印

電話番号

地元代表 (区長)

住所

氏名

印

電話番号

様式第2号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電事業（新設・変更）協議書

年 月 日

国東市長 様

事業者 住 所

氏 名

印

（法人は、事業所及びその名称並びに代表者の氏名）

電話番号（ ） —

国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出ます。

【届出内容】

事業名称	
発電設備の種類	1. 太陽光 2. 風力 3. その他（ ）
施設設置の場所	国東市
施設設置の敷地面積	m ²
施設の高さ	m
想定発電出力	k w
想定年間発電量	k w / 年
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
運転開始予定日	年 月 日
変更事項（変更時）	
変更前	
変更後	
変更理由	
備考	

※変更の場合は、変更事項の記載、及び変更前の届出書の副本並びに当該変更に係る関係書類を添付してください。また、欄が足りない場合は、別紙でも構いません。

※事業者の変更は、事業者が変更されたことを証する書類を添付してください。

様式第3号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画書

事業名称	
1. 事業者の住所 名称及び代表者氏名 電話番号	TEL () -
2. 設計者の氏名 電話番号	TEL () -
3. 発電設備の種類	1. 太陽光 2. 風力 3. その他 ()
4. 想定発電出力	kw
5. 想定年間発電量	kw/年
6. 施設設置の場所	国東市
7. 施設設置の面積 施設設置の高さ	m ² m
8. 汚水排水処理施設の内容	
9. 汚水排水放流先名	
10. 雨水排水処理施設の内容	
11. 雨水放流先名	
12. 接続道路名及び幅員	
13. 給水施設の内容	
14. 都市計画区域	内・外 地域（用途地域）
15. 関係法令	①都市計画法 ②森林法 ③農地法 ④自然公園法 ⑤景観法 ⑥建築基準法 ⑦その他 ()
16. その他	

様式第4号（第8条関係）

処理状況報告書

年 月 日

国東市長 様

事業者 住 所

氏 名

印

（法人は、事業所及びその名称並びに代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第8条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
施設設備の種別	1. 太陽光 2. 風力 3. その他（ ）
施設設置の場所	国東市
指導の内容	
処理状況の内容	

様式第5号（第10条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置完了届

年 月 日

国東市長 様

事業者 住 所

氏 名

印

（法人は、事業所及びその名称並びに代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第10条の規定により、次のとおり届出ます。

事 業 名 称	
施 設 設 備 の 種 別	1. 太陽光 2. 風力 3. その他（ ）
施 設 設 置 の 場 所	
設置事業者完了の年月日	

添付書類

設置事業写真（施工前、施工中、施工後）